

第3節 鳥獣保護と有害鳥獣対策の実施【自然環境課】

1 鳥獣の現況

本県では、これまでに鳥類317種、陸生哺乳類48種の分布・生息が記録されており、鳥類の約4分の3は渡り鳥となっています。越前町(旧織田町)にある環境省鳥類1級観測ステーションでは、昭和48年から定期的に渡り鳥の標識調査が行われ、日本における渡り鳥研究の上でも重要な役割を果たしています。一方、哺乳類は、本県を連続分布の西限とする

オコジョやニホンカモシカが特徴としてあげられます。

このような野生鳥獣の存在は、本県の自然環境の豊かさを表すバロメーターですが、近年、イノシシやシカなど特定の鳥獣による農林業被害が増大しており、このあつれきをどのようにして解消するかが今後の大きな課題となっています。

2 鳥獣保護区等の指定

県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域および指定猟法禁止区域を指定し、野生鳥獣の適切な保護管理と狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「福井県鳥獣保護事業計画(平成20～24年度は第10次)」に沿って、地元住民など利害関係者の理解を得ながら進めています。

表2-1-12 鳥獣保護区等の指定状況(平成21年3月末)

区 分	箇所数	面積 (ha)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	45 (14)	30,398 (1,319)
休 猟 区	9	6,638
特定猟具使用禁止区域	56	26,298
指定猟法禁止区域	2	363
計	112	63,697 (県土面積の15%)

3 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

(1) 狩猟

平成19年4月16日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が一部改正され、狩猟免許試験の負担を軽減し、農家の免許取得と自衛を促すために、「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分されました。狩猟は農林水産業や生態系への被害を未然に防止するなど個体数調整の役割も果していますが、狩猟免許所持者の高齢化が進ん

でおり、将来的に捕獲の担い手の確保が課題となっています。

鳥獣の違法捕獲や狩猟事故の根絶のため、関係機関や警察と連携して取締りを行っており、特に狩猟期間*1初日は体制を強化しています。

また、狩猟鳥の保護繁殖のため、毎年、人工飼育されたキジを鳥獣保護区等の生息適地に足輪を付けて放鳥しています。

表2-1-13 狩猟免許交付状況(平成21年3月末)

免許区分	交付数	試験合格件数
網 猟	361	0
わ な 猟	556	21
第 一 種 銃 猟	708	11
第 二 種 銃 猟	8	0
計	1,633	32

表2-1-14 狩猟者登録証交付状況(平成20年度)

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	2	1	3
わ な 猟	353	57	410
第 一 種 銃 猟	574	549	1,123
第 二 種 銃 猟	8	2	10
計	937	609	1,546

表2-1-15 狩猟者による鳥獣捕獲数(平成20年度)

鳥 類 名	捕 獲 数	対前年度増減	獣 類 名	捕 獲 数	対前年度増減
カ モ 類	2,272	183	イ ノ シ シ	3,608	725
キ ジ	935	68	ニ ホ ン ジ カ	803	△123
ヤ マ ド リ	297	106	ツ キ ノ ワ グ マ	35	△ 9
そ の 他	1,491	398	そ の 他	100	31
計	4,995	755	計	4,546	624

*1 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日。捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

(2) 有害鳥獣の捕獲

近年、暖冬による積雪量の減少、農山村地域での過疎化の進行などにより、ニホンジカやイノシシなどが生息域を拡大させ、農林業に大きな被害を与えています。

野生鳥獣は、電気柵や追払いなどの被害防除を行っても被害を防止できないときは許可を得て有害鳥獣として捕獲することができ、県では、有害鳥獣捕獲が迅速かつ適切に行われるよう平成9年4月から許可権限を市町へ委譲しています。また、平成14年度

からは市町が実施する有害獣捕獲(大型獣が対象)に対して補助制度を設けています。その結果、イノシシやニホンジカの捕獲は進んでいるものの、依然として、被害面積は高い水準で推移しています。

県では、被害防除と捕獲を適切に組み合わせた対策を全県的に実施するため、平成16年度から農林部局と環境部局が連携して、県や被害地区の組織体制の整備をはじめ、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充、効果的な有害鳥獣捕獲の実施等の対策を講じています。

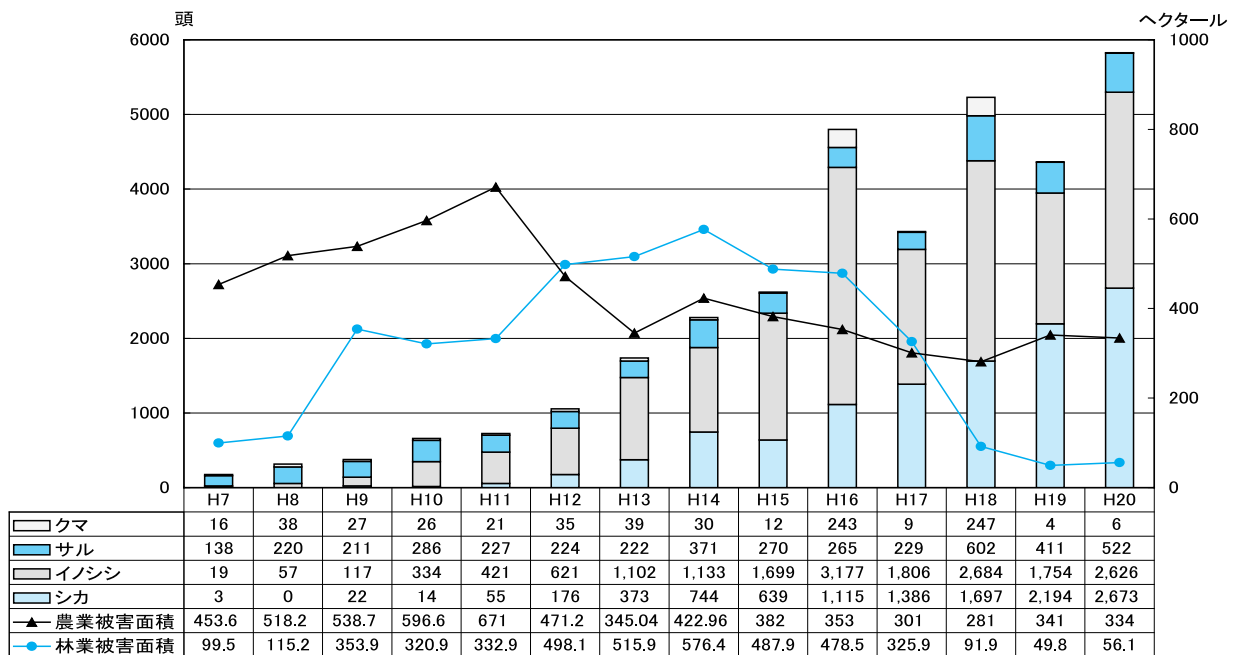


図2-1-16 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移

(3) ニホンジカの特定鳥獣保護管理計画

ニホンジカの個体群の安定的維持と農林業被害の軽減のためには、計画的な個体数管理や効率的な被害防除対策、生息環境の管理を合わせた総合的な対策を実施することが必要です。

このため県では、平成14年度からシカの生息密度や生息環境等に関する科学的な調査を行い、平成16年9月に「第1期ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定し、科学的・計画的な保護管理を進めてきました。

また、平成19年度で第1期の計画が終了しましたが、生息数の増加に歯止めがかからず、依然として農林業被害も多いことから、平成20年10月に第2期の計画を策定しました。今後は、第2期の計画に基づき、諸対策の実施と効果の検証を行い、保護管理を継続的に実施していきます。

(4) ツキノワグマの特定鳥獣保護管理

平成16年、18年の秋には、ツキノワグマの餌となる堅果類の不作や里山の自然環境の変化等を背景に、大量のクマが人里に出没しました。これにより、クマの人身被害に遭われた方は、平成16年に15名(12件)、平成18年には10名(10件)となる一方、捕獲されたクマは、平成16年に169頭、平成18年に101頭となりました。

こうしたことから県では、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」を策定し、人身被害防止対策に努めるとともに、個体群の安定的な維持を図るため、平成21年10月に、クマの生息環境の整備等を盛り込んだ「特定鳥獣保護管理計画」を策定しました。今後とも、秋の餌となるドングリ類の豊凶調査(平成17年度～)や、生息数調査(随時)などを実施し、保護管理を進めていきます。